

## 教第2号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 竹森 永敏

### 理由

中学校部活動の地域展開「コベカツ」に伴い、コベカツクラブが参加する大会について教員が従事する場合の特殊勤務手当を新設するため。

## 特殊勤務手当の見直しについて（概要）

### 1. 概要

中学校部活動の地域展開「コベカツ」に伴い、コベカツクラブが参加する大会について教員が従事する場合の特殊勤務手当を新設する。

### 2. 改正理由

コベカツへの円滑な移行に当たり、当面の間、教員が大会運営に従事する必要があることから、当該業務に係る特殊勤務手当を新設する（令和10年度末までの移行期間に限る）。

### 3. 改正内容

（1）コベカツクラブが参加する大会（以下「大会」という。）に係る手当の新設

#### ①【指導主事手当】大会の企画・構築等の事前準備に係る職務に対する手当

対象	中学校及び義務教育学校後期課程での勤務を本務とするもので、大会（教育委員会が指定するものに限る）の企画又は運営をするものへの専門的技術的な指導に関する職務
支給額	月額 5,000 円
その他	対象職務に従事する期間は、児童生徒課との兼務発令を行う。

#### ②【日額手当】大会当日の運営に係る職務に対する手当

対象	大会（教育委員会が指定するものに限る）を運営する職務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの		
支給額（日額）	泊を伴うもの	6時間以上	5,100円
		週休日等に行うもの	1時間以上
	2時間以上	2,600円	
	3時間以上	3,900円	
	6時間以上	5,100円	

### 4. 実施日

令和8年6月1日

なお、今回新設する2つの手当については、令和11年3月31日までとする。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）	(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）

附則第14項において「特定日」という。)以後は、第6号を除き、適用しない。

(1)～(5) [略]

(6) 中学校または義務教育学校後期課程での勤務を本務とするもので、神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例（令和8年2月条例第26号）第2条第1項に規定するコベカツの実施に伴い、同条例第4条に規定するコベカツクラブが参加する大会のうち、教育委員会が指定する大会を企画または運営する者への専門的技術的な指導に関する職務 月額5,000円

2 [略]

3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例

附則第14項において「特定日」という。)以後は、適用しない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例

第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（給与条例第14条第2項の規定により、休日勤務手当が支給される日をいう。以下「週休日等」という。）に行うもの 勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(4)～(6) [略]

(7) コベカツクラブが参加する大会のうち、教育委員会が指定する大会における運営の職務で宿泊を伴うもの又は週休日等に行うもの勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

4、5 [略]

第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（給与条例第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。）に行うもの 勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(4)～(6) [略]

4、5 [略]

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 改正後の神戸市教育委員会職員の特種勤務手当に関する規則第2条第1項第6号及び第3項第7号の規定は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。